

中小企業等経営強化法に基づく  
経営革新計画承認申請の手引き

令和6年3月

茨城県産業戦略部中小企業課



# 目 次

1	経営革新計画承認制度の概要	
(1)	経営革新計画承認制度	1
(2)	経営革新計画承認制度を利用できる特定事業者等	2
(3)	計画の承認基準	3
(4)	フォローアップ調査	4
(5)	支援機関	4
(6)	申請先	4
(7)	支援策の概要	5
2	経営革新計画の申請について	
(1)	申請に必要な書類	11
(2)	経営革新計画作成のポイント	12
(3)	承認申請書の記載例及び記載上の注意	14
①	経営革新計画に係る承認申請書（様式第1）	15
②	経営革新計画（別表1）	16
③	実施計画と実績（別表2）	18
④	経営計画及び資金計画（別表3）	20
⑤	設備投資計画（別表4）	22
⑥	負担金の賦課の基準（別表5）	23
⑦	関係機関への連絡希望等について（別表6）	24
⑧	計画公表の可否、計画作成協力機関（別表7）	25
(4)	補助様式の記載例	26
①	売上高の見込み（補助様式1）	27
②	減価償却費の内訳（補助様式2）	28
③	借入金の返済計画（補助様式3）	29
④	給与支給総額・人件費の見込み（補助様式4）	30
3	経営革新計画の変更について	
(1)	経営革新計画の変更申請	31
(2)	変更申請書の記載例及び記載上の注意	31
①	承認経営革新計画の変更に係る承認申請書（様式第2）	32
②	新旧対照表	33

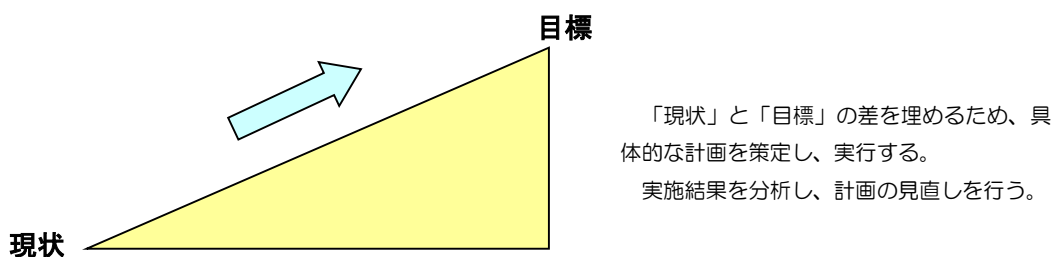
# 1 経営革新計画承認制度の概要

「中小企業等経営強化法」（以下「法」という。）に基づいて経営革新に取り組む特定事業者を支援するため、経営革新計画の承認を県等から受けた特定事業者に対する各種の支援策（P5）を用意しています。

**経営革新とは、新商品の開発・生産、新サービスの開発・提供、新規事業分野への進出等の新たな取組を行い、経営の向上を図ることをいいます。**

企業は経営環境の変化に対応して、顧客が求めるものを提供し続ける必要があります。常に経営革新に取り組むことで、顧客のニーズの変化による既存の事業の売上減少等に対応することが必要です。

経営革新計画の策定を通じて、自社の現状把握、事業展開の方針の決定、経営目標の設定等を行うことで、これから何をしなければならないかが明確になります。



## (1) 経営革新計画承認制度

法が支援の対象としているのは、やる気があり、具体的なビジネスプラン（＝経営革新計画）を有している特定事業者です。※特定事業者の定義については次ページを参照

特定事業者が作成した経営革新計画の承認を、県（登記簿上の本社がある県。共同申請の場合で、申請者が複数の都道府県にまたがる場合は国）に申請します。計画の承認を受けることが、法により用意されている各種支援策を利用する前提となっています。

なお、実績との比較で目標を設定する必要があることから、経営革新計画の承認を申請するには、最低1期分の実績が必要です。

※計画が承認されても、支援策を利用できないことがあります。支援策を利用するには、経営革新計画の承認とは別に、各支援実施機関による審査を受ける必要があります。計画策定の段階で、それぞれの支援機関に利用の条件（資金調達のための担保、保証人等）等を確認し、より実現可能性の高い計画を策定してください。支援策利用についての問合せ先は、P4を参考にしてください。

**※本計画申請に係る承認は、開発・提供しようとする商品やサービスの性能や効能を県で保証するものではありません。**

## (2) 経営革新計画承認制度を利用できる特定事業者等

経営革新計画の承認を受けられるのは、次に掲げる特定事業者又は組合等です。

### ① 特定事業者として対象となる会社及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の人数)
ア 製造業、建設業、運輸業、農業、林業、 漁業その他の業種（イ～エ以外）	500人以下
イ 卸売業	400人以下
ウ サービス業	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅 館業	500人以下
エ 小売業	300人以下

※1 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

### ② 組合及び連合会

組合及び連合会	申請対象者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同 組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商 店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合 連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱 工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2 ／3以上が特定事業者であ ること

※1 企業組合、協業組合も特定事業者として対象となります。

※2 一般社団法人は特定事業者には該当しませんが、その直接又は間接の構成員の2／3以上が特定事業者であるものについては、対象となります。

※3 特殊業務法人、税理士法人等の士業法人の場合は、法第2条の特定事業者には該当すれば、申請の対象になり得ます。

### 【対象にならない場合】

- ・NPO（特定非営利活動法人）は、会社又は個人ではないため、対象外です。
- ・医療法人・学校法人等は、それぞれ個別の法律に基づく法人ですが、法第2条の特定事業者には該当しません。このため対象外となります。なお、個人の開業医は個人事業主であり、法における特定事業者には該当する場合、申請の対象となります。
- ・農事組合法人は、特定事業者には該当しないため、対象外です。

### (3) 計画の承認基準

経営革新計画の承認を受けるには、次の①から③の基準を満たす計画を作成する必要があります。事業期間は研究開発期間を除き3年から5年です。研究開発期間を含む場合は研究開発期間が最大5年間、事業期間3年から5年をあわせて最大8年間とすることが可能です。

#### ① 「新事業活動」に該当すること

新たな取組みの分類	承認基準
<p>ア 新商品の開発又は生産</p> <p>イ 新役務の開発又は提供</p> <p>ウ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入</p> <p>エ 役務の新たな提供の方式の導入</p> <p>オ 技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動</p>	<p>個々の中小企業者にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合でも経営革新計画の対象となります。</p> <p>ただし、「同業他社（地域性の高いものについては、同一地域内の同業他社）における当該技術・方式等の導入状況」から判断し、既に相当程度普及している技術・方式の導入については承認対象外となります。</p> <p>●新たな取組みに該当する例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産の活用等の先進的な取組</li> <li>・ 異分野の中小企業等の連携</li> <li>・ 他の事業者から取得した経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用する資源をいう。）の利用</li> <li>・ 機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等</li> </ul> <p>●新たな取組みに該当しない例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当然行われるべき範囲での商品改良や社員教育等。</li> <li>・ 単なる多店舗展開や設備の更新            (例) 新設備導入による生産性向上            →単に生産性を上げるだけではなく、それによりどのような新事業を行うのかがポイントとなります。(新商品開発、販路開拓等)</li> </ul>

#### ② 次のいずれかの経営指標が、事業期間の年平均3%以上増加すること (研究開発期間は経営指数の増加を求める年数に含めません)

ア	付加価値額：営業利益＋人件費＋減価償却費								
イ	一人当たりの付加価値額：付加価値額／従業員数								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業期間</th> <th>3年の場合</th> <th>4年の場合</th> <th>5年の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率</td> <td>9%以上</td> <td>12%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業期間	3年の場合	4年の場合	5年の場合	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	9%以上	12%以上	15%以上
事業期間	3年の場合	4年の場合	5年の場合						
「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	9%以上	12%以上	15%以上						
※1	計画終了時に、ア又はイが正の値であることが必要です。								
※2	グループ等により共同で計画を策定する場合は、「グループ全体としての付加価値額又は一人当たりの付加価値額」又は「グループ参加企業個々の付加価値額又は一人当たりの付加価値額」を用いることができます。								

#### ③ 給与支給総額が、年平均1.5%以上増加すること (研究開発期間は経営指数の増加を求める年数に含めません)

	給与支給総額：役員及び従業員に支払う給料、賃金及び賞与並びに給与所得とされる手当（福利厚生費、退職金等は含みません）								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業期間</th> <th>3年の場合</th> <th>4年の場合</th> <th>5年の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「給与支給総額」の伸び率</td> <td>4.5%以上</td> <td>6%以上</td> <td>7.5%以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業期間	3年の場合	4年の場合	5年の場合	「給与支給総額」の伸び率	4.5%以上	6%以上	7.5%以上
事業期間	3年の場合	4年の場合	5年の場合						
「給与支給総額」の伸び率	4.5%以上	6%以上	7.5%以上						

## (4) フォローアップ調査

中小企業等経営強化法第 70 条第 2 項に基づき、計画承認企業に対し計画の進捗状況についての調査を毎年お願いしています。

## (5) 支援機関

経営革新についての専門的な相談に対応している主な機関は以下のとおりです。(無料)

- ・ 県内の商工会・商工会議所（各地域にございます。）
- ・ 茨城県商工会連合会  
TEL 029-224-2635 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 13F
- ・ 茨城県中小企業団体中央会  
TEL 029-224-8030 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 8F
- ・ (公財)いばらき中小企業グローバル推進機構  
TEL 029-224-5317 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 9F

※ 計画の策定にあたっては、上記支援機関を積極的に活用してください。

## (6) 申請先

### 1. 申請書類の事前提出

申請の前に申請書類の事前提出をお願いしておりますので、次のメールアドレスに資料を送付願います。(shoryul@pref.ibaraki.lg.jp)

その後、ご提出いただいた書類をもとに、書類不備や計画内容に新規性・実現可能性の不足がないかなどの確認・調整を行ったのち、申請受付となります。

### 2-1. 電子申請する場合

経営革新計画電子申請システムの Web サイト (<https://www.keieikakushin.go.jp/>) から申請してください。

システムの操作方法については、上記の Web サイトに掲載されている操作マニュアルをご覧ください。

#### 【操作方法に関するお問合せ先】

TEL : 03-6746-4062 受付時間 : 9 時 30 分～17 時 00 分 (平日)

なお、電子申請には G ビズ ID (gBizID プライムまたは gBizID メンバー) が必要です。G ビズ ID をお持ちでない方は、デジタル庁の Web サイト (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) から G ビズ ID を取得してください。

#### 【G ビズ ID の申請方法等に関するお問合せ先】

TEL : 0570-023-797 受付時間 : 9 時 00 分～17 時 00 分 (平日)

※G ビズ ID の取得には時間がかかる場合がありますので、余裕を持って申請をお願いします。

### 2-2. 紙申請する場合

以下の宛先に郵送で申請書類一式をご提出ください。

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室

※ 申請受付から承認までの標準処理期間は 30 日とさせていただきます。

※ 本社が茨城県外にある場合、本社所在地の都道府県が申請窓口になります。また、共同申請の場合で、複数の都道府県に申請者がまたがる場合などの申請窓口についてはお問合せください。

## (7) 支援策の概要

ここでは、経営革新計画の承認を受けた場合に、どのような支援策が用意されているかをご紹介します。承認を受けることで利用することができる特例措置等がありますが、計画承認は支援制度の利用を保証するものではありません。支援策の利用を希望される方は、計画策定と並行して、必ず支援策を実施する機関に「利用が可能かどうか」や「利用にあたっての具体的な条件（担保、保証人等）」をご確認ください。

### 具体的な支援策の内容

- ア. 融資・保証の優遇措置 . . . . . 6
  - ① 県制度融資（新分野進出等支援融資）
  - ② 信用保証の特例
  - ③ 政府系金融機関による低利融資
  
- イ. 海外展開に伴う資金調達措置 . . . . . 8
  - ① 株式会社日本政策金融公庫法の特例（債務保証制度）
  - ② 株式会社日本政策金融公庫法の特例（クロスボーダーローン制度）
  - ③ 貿易保険法の特例
  - ④ 中小企業信用保険法の特例
  
- ウ. 投資の特例措置 . . . . . 10
  - ① 中小企業投資育成株式会社からの投資
  
- エ. 販路開拓の支援措置 . . . . . 10
  - ① 販路開拓コーディネート事業
  - ② 新価値創造展（中小企業総合展）



## ア. 融資・保証の優遇措置

支援策	概要	お問合せ先等																										
① 県制度融資（新分野進出等支援融資）	<p>承認を受けた経営革新計画を行うのに必要な設備資金及び運転資金について、低利・長期で融資する制度です。</p> <p>なお、融資にあたっては、取扱金融機関、信用保証協会の審査があり、計画の承認を受けた方でもご希望に添えない場合があります。</p> <p><b>※農林漁業、金融業、娯楽遊戯場の一部等は利用できません。</b></p> <p>●融資条件（令和6年3月現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備資金</td> <td>1億円</td> <td>10年以内 （うち据置2年以内）</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>3,000万円</td> <td>5年以内 （うち据置1年以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>融資利率等（年利）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>償還期間</th> <th>保証付</th> <th>保証無</th> <th>保証料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>1.3%</td> <td>1.8%</td> <td rowspan="4">0.45～1.9%</td> </tr> <tr> <td>3年超5年以内</td> <td>1.4%</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>5年超7年以内</td> <td>1.5%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>7年超10年以内</td> <td>1.6%</td> <td>2.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>●融資手続き</p> <p>県内各商工会議所・商工会・茨城県中小企業団体中央会に認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に申し込みます。</p>	資金使途	融資限度額	融資期間	設備資金	1億円	10年以内 （うち据置2年以内）	運転資金	3,000万円	5年以内 （うち据置1年以内）	償還期間	保証付	保証無	保証料	3年以内	1.3%	1.8%	0.45～1.9%	3年超5年以内	1.4%	1.9%	5年超7年以内	1.5%	2.0%	7年超10年以内	1.6%	2.1%	<p>県産業政策課 TEL 029-301-3530</p> <p>茨城県商工会議所連合会 TEL 029-226-1854</p> <p>県内商工会議所 （問合せは上記へご確認ください）</p> <p>茨城県商工会連合会 TEL 029-224-2635</p> <p>県内商工会 （問合せは上記へご確認ください）</p>
資金使途	融資限度額	融資期間																										
設備資金	1億円	10年以内 （うち据置2年以内）																										
運転資金	3,000万円	5年以内 （うち据置1年以内）																										
償還期間	保証付	保証無	保証料																									
3年以内	1.3%	1.8%	0.45～1.9%																									
3年超5年以内	1.4%	1.9%																										
5年超7年以内	1.5%	2.0%																										
7年超10年以内	1.6%	2.1%																										
② 信用保証の特例	<p>「信用保証」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。</p> <p>承認を受けた経営革新計画を行うのに必要な資金融資の信用保証に関して、以下の特例措置を受けることができます。</p> <p>●普通保証等の別枠の設定</p> <p>「経営革新計画」の承認事業に対する資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠が用意されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常</th> <th>別枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保証</td> <td>2億円</td> <td>2億円（組合は4億円）</td> </tr> <tr> <td>無担保保証</td> <td>8,000万円</td> <td>8,000万円</td> </tr> <tr> <td>無担保無保証人保証</td> <td>2,000万円</td> <td>2,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※無担保無保証人保証の対象者は、従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の小規模企業者です。</p> <p>●新事業開拓保証の限度額の引き上げ</p> <p>経営革新事業を行うために必要な資金のうち、新事業開拓保証の対象となるもの（研究開発費用）について付保限度額が拡大されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>付保限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新事業開拓保険</td> <td>企業</td> <td>2億円→3億円</td> </tr> <tr> <td>組合</td> <td>4億円→6億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 他の支援策による特別枠を既に利用されている場合は、利用可能な枠が制限される場合があります。詳しくは右記お問合わせ先にご確認ください。</p>		通常	別枠	普通保証	2億円	2億円（組合は4億円）	無担保保証	8,000万円	8,000万円	無担保無保証人保証	2,000万円	2,000万円		付保限度額	新事業開拓保険	企業	2億円→3億円	組合	4億円→6億円	<p>茨城県信用保証協会</p> <p>本所 TEL029-224-7816 土浦支所 TEL029-826-7811</p>							
	通常	別枠																										
普通保証	2億円	2億円（組合は4億円）																										
無担保保証	8,000万円	8,000万円																										
無担保無保証人保証	2,000万円	2,000万円																										
	付保限度額																											
新事業開拓保険	企業	2億円→3億円																										
	組合	4億円→6億円																										

支援策	概要	お問合せ先等								
<b>③政府系金融機関による低利融資（新事業活動促進資金）</b> <b>【中小企業事業】</b>	<p>●資金使途：承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金及び長期運転資金</p> <p>●融資利率  2億7千万円まで → 特別利率②  （土地に係わる資金は基準利率）  2億7万円超 → 基準利率</p> <table border="1" data-bbox="389 506 1158 678"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備資金</td> <td rowspan="2">7.2億円</td> <td>20年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>7年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸付期間、資金使途、財務内容、担保条件により融資利率が異なります。詳しくは右記お問合わせ先にご確認ください。</p>	資金使途	融資限度額	融資期間	設備資金	7.2億円	20年以内（うち据置期間2年以内）	運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）	日本政策金融公庫 （中小企業事業）  水戸支店 TEL 029-231-4246
資金使途	融資限度額	融資期間								
設備資金	7.2億円	20年以内（うち据置期間2年以内）								
運転資金		7年以内（うち据置期間2年以内）								
<b>【国民生活事業】</b>	<p>●資金使途：承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金及び長期運転資金</p> <p>●融資利率：特別利率B（土地に係わる資金は基準利率）</p> <table border="1" data-bbox="389 987 1163 1160"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備資金</td> <td rowspan="2">7,200万円 （うち運転資金4,800万円）</td> <td>20年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>7年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸付期間、資金使途、財務内容、担保条件により融資利率が異なります。詳しくは右記お問合わせ先にご確認ください。</p>	資金使途	融資限度額	融資期間	設備資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	20年以内（うち据置期間2年以内）	運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）	日本政策金融公庫 （国民生活事業）  水戸支店 TEL 0570-009857 土浦支店 TEL 0570-012777 日立支店 TEL 0570-012646
資金使途	融資限度額	融資期間								
設備資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	20年以内（うち据置期間2年以内）								
運転資金		7年以内（うち据置期間2年以内）								

## イ. 海外展開に伴う資金調達措置

支援策	概要	問合せ先等																										
<b>①株式会社 日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度</b>	<p>中小企業者の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から期間1年以上の長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が信用状を発行してその債務を保証する制度です。</p> <p>●対象者：承認を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む中小企業者及び組合等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">保証の方法</td> <td colspan="2">信用状（スタンドバイクレジット）の発行</td> </tr> <tr> <td>保証限度額</td> <td colspan="2">一法人あたり4億5千万円</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td colspan="2">日本公庫所定の料率</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保証の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）</td> <td>資金使途</td> <td>設備資金及び長期運転資金</td> </tr> <tr> <td>融資機関</td> <td>1年以上5年以内</td> </tr> <tr> <td>貸付金債権の相手方（債務者）</td> <td>経営革新計画の承認を受けた中小企業者等（海外支店）またはその外国関係法人等</td> </tr> </tbody> </table>	日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度			保証の方法	信用状（スタンドバイクレジット）の発行		保証限度額	一法人あたり4億5千万円		保証料率	日本公庫所定の料率		保証の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）	資金使途	設備資金及び長期運転資金	融資機関	1年以上5年以内	貸付金債権の相手方（債務者）	経営革新計画の承認を受けた中小企業者等（海外支店）またはその外国関係法人等	<p>日本政策金融公庫 （中小企業事業） 水戸支店 TEL 029-231-4246</p> <p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL 0120-154-505</p>							
日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度																												
保証の方法	信用状（スタンドバイクレジット）の発行																											
保証限度額	一法人あたり4億5千万円																											
保証料率	日本公庫所定の料率																											
保証の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）	資金使途	設備資金及び長期運転資金																										
	融資機関	1年以上5年以内																										
	貸付金債権の相手方（債務者）	経営革新計画の承認を受けた中小企業者等（海外支店）またはその外国関係法人等																										
<b>②株式会社 日本政策金融公庫法の特例に基づく融資制度</b>	<p>中小企業者の外国関係法人等に対し国内親会社を経由せず、日本政策金融公庫が直接貸付けを行う制度です。本制度により、外国関係法人等の円滑な資金調達を支援します。</p> <p>●対象者：承認を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む中小企業者の外国関係法人等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">日本政策金融公庫法の特例に基づく融資制度（クロスボーダーローン制度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">対象となる資金使途</td> <td colspan="2">設備資金及び長期運転資金</td> </tr> <tr> <td>対象となる国・地域</td> <td colspan="2">タイ、ベトナム、香港、シンガポール、フィリピン</td> </tr> <tr> <td>対象となる通貨</td> <td colspan="2">日本円または米ドル</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td colspan="2">別枠14億4千万円</td> </tr> <tr> <td>融資利率（年）</td> <td colspan="2">基準利率（ただし、4億円を限度として特別利率③）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">融資期間</td> <td>設備資金</td> <td>20年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>7年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td colspan="2">親会社の連帯保証が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象や貸付期間に応じた利率等に関する詳しい内容は右記お問合わせ先にご確認ください。</p>	日本政策金融公庫法の特例に基づく融資制度（クロスボーダーローン制度）			対象となる資金使途	設備資金及び長期運転資金		対象となる国・地域	タイ、ベトナム、香港、シンガポール、フィリピン		対象となる通貨	日本円または米ドル		融資限度額	別枠14億4千万円		融資利率（年）	基準利率（ただし、4億円を限度として特別利率③）		融資期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）	運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）	保証人	親会社の連帯保証が必要		<p>日本政策金融公庫 （中小企業事業） 水戸支店 TEL 029-231-4246</p> <p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL 0120-154-505</p>
日本政策金融公庫法の特例に基づく融資制度（クロスボーダーローン制度）																												
対象となる資金使途	設備資金及び長期運転資金																											
対象となる国・地域	タイ、ベトナム、香港、シンガポール、フィリピン																											
対象となる通貨	日本円または米ドル																											
融資限度額	別枠14億4千万円																											
融資利率（年）	基準利率（ただし、4億円を限度として特別利率③）																											
融資期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）																										
	運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）																										
保証人	親会社の連帯保証が必要																											

<b>③ 貿易保険法に基づく支援制度</b>	<p>中小企業者の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から借入する場合に、地銀等の保証に加え、株式会社日本貿易保険（NEXI）が海外事業資金貸付保険を付保する制度です。</p> <p>●対象者：海外展開に取り組む中小企業者及び組合等</p> <table border="1" data-bbox="322 360 1209 667"> <thead> <tr> <th colspan="3">貿易保険法に基づく支援制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証の方法</td> <td colspan="2">海外事業資金貸付</td> </tr> <tr> <td>保険引受限度額</td> <td colspan="2">上限の定めは特になし</td> </tr> <tr> <td>保険料率</td> <td colspan="2">日本貿易保険所定の保険料率</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保険の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）</td> <td>資金用途</td> <td>設備資金及び運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付金債権の相手方（債務者）</td> <td>中小企業者等の外国関係法人等</td> </tr> </tbody> </table>	貿易保険法に基づく支援制度			保証の方法	海外事業資金貸付		保険引受限度額	上限の定めは特になし		保険料率	日本貿易保険所定の保険料率		保険の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）	資金用途	設備資金及び運転資金	貸付金債権の相手方（債務者）	中小企業者等の外国関係法人等	<p>株式会社日本貿易保険 営業第二部 TEL 03-3512-7670</p>
貿易保険法に基づく支援制度																			
保証の方法	海外事業資金貸付																		
保険引受限度額	上限の定めは特になし																		
保険料率	日本貿易保険所定の保険料率																		
保険の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）	資金用途	設備資金及び運転資金																	
	貸付金債権の相手方（債務者）	中小企業者等の外国関係法人等																	
<b>④ 中小企業信用保険法の特例</b>	<p>中小企業者が国内の金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、承認を受けた経営革新計画に従って海外において事業を行う中小企業者及び組合等については、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。</p> <p>●対象者：海外直接投資事業を伴う経営革新計画の承認を受けた特定事業者</p> <p>●海外投資関係保証の限度額の引き上げ 経営革新事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、海外投資関係保証の対象になるものについて、付保限度額が拡大されます。</p> <table border="1" data-bbox="322 1160 880 1263"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>付保限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海外投資関係保険</td> <td>企業</td> <td>2億円→3億円</td> </tr> <tr> <td>組合</td> <td>4億円→6億円</td> </tr> </tbody> </table>			付保限度額	海外投資関係保険	企業	2億円→3億円	組合	4億円→6億円	<p>茨城県信用保証協会 本所 TEL029-224-7816 土浦支所 TEL029-826-7811</p>									
		付保限度額																	
海外投資関係保険	企業	2億円→3億円																	
	組合	4億円→6億円																	

## ウ. 投資の特例措置

支援策	概要	問合せ先等
① 中小企業投資育成株式会社からの投資	<p>原則、資本金3億円以下の株式会社が対象である中小企業投資育成株式会社からの投資を、資本金3億円を超える株式会社でも受けられるようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者：経営革新計画の承認を受けた株式会社</li> <li>●投資の内容：会社の設立に際し発行される株式の引受け、増資株式の引受け、新株予約権の引受け、新株予約権付社債等の引受け。</li> <li>●育成事業：中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を引き受けている投資先企業からの依頼により、各種個別経営相談に応じます。</li> </ul>	<p>東京中小企業投資育成株式会社 TEL 03-5469-1811</p>

## エ. 販路開拓の支援措置

支援策	概要	問合せ先等						
① 販路開拓コーディネート事業	<p>商品・サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。商社・メーカー等出身で広範囲な販路ネットワークを持つ専門家が市場へのアプローチ等を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者：○新市場における販路開拓が困難で「事業・商品展開のためのマーケティング企画を検討したい」テストマーケティングの実行により新事業展開・新規顧客開拓の可能性を見出したい」中小企業・小規模事業者</li> <li>○過去に販路開拓コーディネート事業を活用したことがあり、販路開拓において新たな課題が見つかり、営業力、マーケティング力、商品企画力等の面で課題解決を志向する中小企業・小規模事業者</li> </ul> <p>※ 当事業は、販売代行や販売代理を行うものではありません。 ご活用の場合には、まず、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構又は中小企業基盤整備機構（関東本部）にご相談ください。 また、当事業の実施にあたり、一部費用は申込企業の負担となります。</p>	<p>中小企業基盤整備機構関東本部 TEL 03-5470-1620</p> <p>公益財団法人 いばらき中小企業 グローバル推進機構 TEL 029-224-5317</p>						
② 新価値創造展（中小企業総合展）	<p>中小企業・ベンチャー企業が自ら開発した優れた製品・技術・サービスを展示・紹介することにより、販路開拓、業務提携といった企業間の取引を実現するビジネスマッチングの機会を提供するイベント（展示会）です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者：自ら開発した製品・技術・サービスを保有し、ビジネスマッチングを希望する中小企業・ベンチャー企業（別途書面審査有り）</li> </ul> <p>※経営革新計画の承認を受けている企業は審査において評価の対象となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>主催</td> <td>独立行政法人中小企業基盤整備機構</td> </tr> <tr> <td>イベントの内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京ビッグサイトでのリアル展示会を実施</li> <li>・マッチングを向上させるため、マッチングコンシェルジュの配置や出展者交流会を予定</li> <li>・来場募集のため、メインステージでの講演や特別企画による展示を実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>出展料</td> <td>有料（備品リース料等実費負担有り）</td> </tr> </table>	主催	独立行政法人中小企業基盤整備機構	イベントの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京ビッグサイトでのリアル展示会を実施</li> <li>・マッチングを向上させるため、マッチングコンシェルジュの配置や出展者交流会を予定</li> <li>・来場募集のため、メインステージでの講演や特別企画による展示を実施</li> </ul>	出展料	有料（備品リース料等実費負担有り）	<p>中小企業基盤整備機構販路支援部 販路支援企画課 TEL 03-5470-1525</p>
主催	独立行政法人中小企業基盤整備機構							
イベントの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京ビッグサイトでのリアル展示会を実施</li> <li>・マッチングを向上させるため、マッチングコンシェルジュの配置や出展者交流会を予定</li> <li>・来場募集のため、メインステージでの講演や特別企画による展示を実施</li> </ul>							
出展料	有料（備品リース料等実費負担有り）							

## 2 経営革新計画の申請について

### (1) 申請に必要な書類

申請にあたっては、次の書類をご用意ください。

提出書類
① 経営革新計画に係る承認申請書
② 経営革新計画書（別表1～別表7）
③ 定款の写し（法人の場合、個人の場合は住民票）
④ 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）
⑤ 直近2期分の営業報告書及び事業報告書 ※作成していない場合は、最近1期間の事業内容の概要を記載した書類
⑥ 会社案内（パンフレット・ホームページの写し等）
⑦ その他（補助様式等）※

※計画を補足説明する資料として、補助様式及び参考資料等を添付してください。

#### ○補助様式

P27～30に記載例を添付しましたので、ご活用ください。

- ・ 売上高の見込み
- ・ 減価償却費の内訳
- ・ 給与支給総額、人件費の見込み
- ・ 借入金の返済計画

#### ○参考資料等

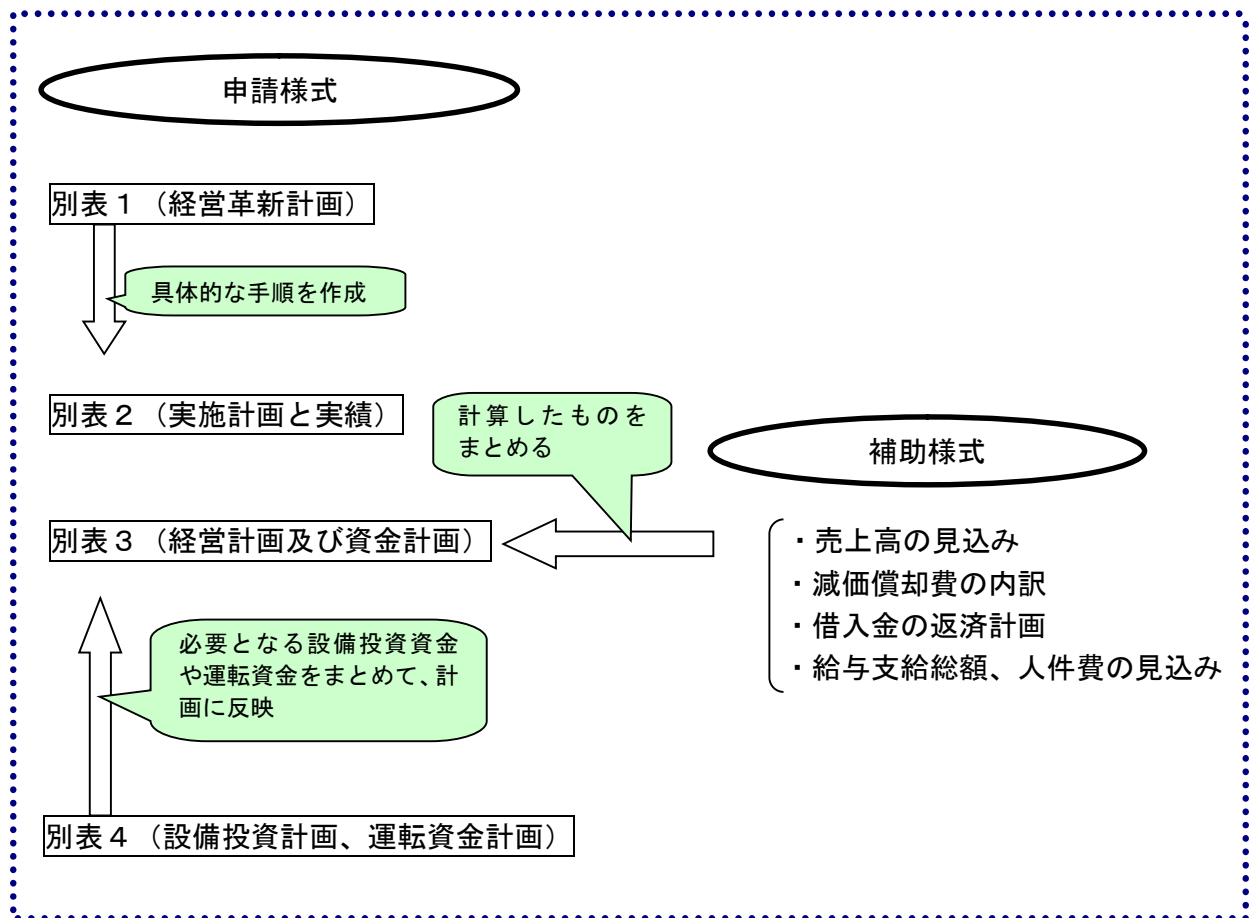
新商品の試作品（もしくはその写真）、新たに導入する設備のパンフレット・見積等

承認申請書及び補助様式は茨城県産業戦略部中小企業課のホームページから入手できます。（申請前チェックリストをご活用ください）

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/keieikakushin/sinsei.html>

※各検索エンジンから「茨城県中小企業課」のキーワードで検索可能です。

## ○各様式の関係



## (2) 経営革新計画作成のポイント

計画承認申請に使用する計画書の様式は、あくまで経営革新計画のポイントをまとめていただくためのものです。計画承認申請のために様式を埋めるだけで具体的な計画作りができるわけではありません。自社の強み・弱み、市場の動向、自社の財務状況、資金調達の可能性等の様々な要素について、様々なケースを考えながら具体的・客観的に分析・検討した上で、詳細な計画を作成する必要があります。

なお、次のページに「経営革新計画作成の視点」及び「経営革新の流れ」を示しましたので、参考にしてください。

※「県による計画の承認」や「各種の支援策の利用」は、経営革新を実施するための手段に過ぎません。経営革新を成功させるため、支援機関（P 4）を活用して、より具体的で実現可能性のある計画作りに取組んでください。

※支援機関等の支援を得て計画を作成する場合は、当事者間で情報共有を適切に図ってください。特に、支援機関等の担当者やコンサルタント等が主となって作成する場合は、事業者（申請者）の考えと記載内容に齟齬が生じないように、必ず内容を事業者を確認しながら作成してください。

## ○経営革新計画作成の視点

申請書のそれぞれのページ（別表1～6）を作成していただくことにより、それぞれ以下のような経営革新計画作成上の視点を明確にすることができます。

### ■自社の現状の把握（申請書別表1，3）

※ここが経営革新の出発点になります。

### ■経営革新のため、どのような新たな取り組みを行うか（申請書別表1）

※経営革新の方向等を記載します。

### ■経営革新をどのような手順で行うか（申請書別表2）

※計画開始から実現までの手順を具体的に記載します。

### ■経営革新を実施するために何が必要か（申請書別表3，4，6）

※経営革新に必要なものを具体的に記載します。

### ■誰に、どれだけ買ってもらえるのか（申請書別表3）

※顧客志向の考え方（自分だったら、どのような目的で買うか？）で、新しい商品等について、どれだけの需要が見込めるかを考え、売上高等の予想を立てます。

## ○経営革新の流れ（例）

**自社の現状を把握**……………競合店が出店。売上が減少している。



**経営課題の抽出**……………他店の商品や売り方との差別化が図られていない。



**対応策の検討**…………… 宅配を始める。個性的な店舗作り。  
(どのように、自社の経営を革新するか)



**具体的な戦略作り**…………… 顧客のメリットは、△△である。○○地区と□□地区に売り込む。△△をセールスポイントに○名で、□□の宅配サービスを開始する。売上目標は、□□個で○○千円。



**計画の実施**…………… 宅配サービスを開始。



**実施結果の分析**…………… 予想より、○○の商品が売れなかった。□□が原因と思われる。



**計画の修正**…………… △△を修正すれば、うまくいくのではないかと。



**修正した計画で再度実施**…………… 改良版宅配サービスを開始。



### (3) 承認申請書の記載例及び記載上の注意

経営革新計画の申請書を作成する際に、次のページから始まる「各申請様式の記載例」及び「記載にあたっての注意点」を参考にしてください。

① 経営革新計画に係る承認申請書（様式第1）	15
② 経営革新計画（別表1）	16
③ 実施計画と実績（別表2）	18
④ 経営計画及び資金計画（別表3）	20
⑤ 設備投資計画（別表4）	22
⑥ 負担金の賦課の基準（別表5）	23
⑦ 関係機関への連絡希望について（別表6）	24
⑧ 計画公表の可否、計画作成協力機関（別表7）	25

様式第1

経営革新計画に係る承認申請書

調整・確認が完了し、実際に提出する日付とすること。

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

個人事業主の場合は、事業所ではなく住民票の住所を記載。

代表者の職名も記載。  
(押印不要)

住所 茨城県水戸市笠原町 978-6  
名称及び (株)〇〇工業  
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
T E L 0 2 9 - 3 0 1 - 3 5 5 4  
F A X 0 2 9 - 3 0 1 - 3 5 6 9  
e - m a i l shoryu1@pref.ibaraki.lg.jp

可能な限り記載すること。

※フォローアップ調査等で使用することがあります。

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

承認証書の交付方法を電子交付と紙交付からお選びいただけます。  
※紙交付の場合は、原則として交付に係る実費（印刷代+郵送料）をご負担いただきます。

承認証書の受け取り希望媒体

受取希望媒体 (希望する方に☑)	<input type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> 紙 (有料)
---------------------	---

備考

- 紙交付を希望する場合は、申請等に基づき県から発出する文書の電子交付の推進に係る実費徴収要項3条の規定に基づく費用をご負担いただきます。
- 同要項第3条4項の規定に基づく料金の減額等を受けようとする場合は、申請書類と合わせて申立書を提出願います。
- 一度納付した手数料等の返還は出来かねます。(同要項第5条)

(記載にあたっての注意点)

- 代表者の職名(代表取締役等)と氏名を記載してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
- 経営革新計画を共同で作成する場合にあっては、別表3及び別表4は、参加する特定事業者毎に作成してください。

また、様式第1の申請者名は、代表者の名称及びその代表者を記載し、代表者以外の経営革新計画参加企業については、申請書の余白に企業名を記載してください。

経営革新計画

<b>申請者名・資本金・業種</b>		
申請者名：(株)〇〇工業 資本金：2,000万円	業種：繊維機械製造業(265) 法人番号：000000000000	
<b>実施体制</b>		業種は統計局HP「日本標準産業分類」の小分類に基づき記載してください。
<b>※ここは、他の機関等と連携して計画を実行する場合のみ記載</b>		
<b>新事業活動の類型</b>	<b>経営革新の目標</b>	
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。	経営革新計画のテーマ：□□を使用した新商品△△の開発	
① 新商品の開発又は生産 ② 新役務の開発又は提供 ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④ 役務の新たな提供の方式の導入 ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用 ⑥ その他の新たな事業活動	取組みの概要がわかるようなテーマを記載してください。承認証書とHP(別表7で公表可とした場合)に記載します。	
	計画の概要を簡潔に記載してください。	
	計画期間又は事業期間の始期は直近期末の翌月を記載してください。	
計画期間又は事業期間：R6年4月～R11年3月	研究開発期間と事業期間を合わせて最大8年間です。	
研究開発期間： 年 月～年 月 <b>※ここは類型5を選んだ場合のみ記載(最大5年)</b>	事業期間：R6年4月～R11年3月 <b>※研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間(3～5年)</b>	
<b>経営革新の実施に係る内容</b>		
<b>1. 当社の現状と経営課題</b>		
(1) 企業概要(創業年、沿革、従業員数、既存事業内容等) (2) 環境認識 ① 外部環境(自社の関係する業界を取り巻く状況、脅威と機会等を記載) ② 内部環境(自社の現在の状況についての強みと弱み等を記載) ③ 市場調査及び分析(消費者ニーズ、市場の調査・分析等を記載) (3) 経営課題(自社が現在抱える課題を記載) (4) 経営革新に至る背景、きっかけ(課題を踏まえ、申請に至った背景を記載)		
<b>2. 経営革新の具体的内容(既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等)</b>		
(1) 経営革新の内容 ① テーマ ② 計画内容(計画の内容について、図や写真等を活用し具体的に記載) ③ ターゲット(新事業の想定顧客、商圈について数値等を用いて記載) ④ 販促、PR方法等(その方法がターゲットに対し有効であることが分かるように記載) ⑤ 自社のメリット(経営の向上に関連するメリットについて記載) ⑥ 顧客のメリット(新事業が顧客を引き付ける理由について記載) (2) 新規性(新事業の新規性、他社との差別化について記載) (3) 既存事業との相違点(既存事業との違いを新旧対照表等により記載)		
<b>経営の向上の程度を示す指標</b>		<b>計画終了時の目標伸び率(%)</b> (事業期間終了時点)
1	付加価値額	469,748
2	一人当たりの付加価値額	9,395
3	給与支給総額	332,042
		31.8 (R6年4月～R11年3月(事業期間5年))
		24.4
		15.0

**Point**

左の項目は、基本的に全て記載してください。記載がない場合や、内容が不十分な場合には、修正をお願いすることがあります。

別表3の数値を使って計算してください。

(記載にあたっての注意点)

- (1)「申請者名」は、企業名を記載してください。
- (2)「業種」は、日本標準産業分類の小分類に基づき記載してください。
- (3)「実施体制」は、自社の経営革新を大学、公設試験研究機関、他の企業などと連携して行う場合に、その連携先と連携内容を具体的に記載してください。
- (4)経営革新の計画期間  
別表1の「計画期間又は事業期間」等に関する記載方法は、次のとおりです。
- ①研究開発を実施する期間(以下「研究開発期間」という。)がある場合  
「計画期間又は事業期間」欄には計画期間として3年ないし8年の期間を記載してください。その上で、「研究開発期間」欄には、研究開発を実施する期間を記載し、「事業期間」には、計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、3年ないし5年の期間を記載してください。
- ②研究開発を実施する期間がない場合  
「計画期間又は事業期間」欄及び「事業期間」欄に、事業期間として、研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、3年ないし5年の期間を記載してください。「研究開発期間」欄は記載不要です。
- (5)経営革新の内容及び既存事業との相違点  
既存事業をどのように変えるか、変えることでどのような効果があるのか等について、詳細を記載してください。また、販売方法(どこに売るか、なぜ売れるか、どれくらい売れるのか等)を必ず記載してください。  
※計画の内容はできるだけ詳細に記載してください。記載が足りない場合、審査が長期化するおそれがあるほか、申請者への再質問、資料の修正等をお願いする場合があります。
- (6)前提を知らない者やその分野の専門でない者が審査しますので、経緯や前提条件から記載してください。
- (7)第三者に十分理解してもらえるよう、複数ページにわたって記述してください。

(8)経営の向上の程度を示す指標

計画終了時の目標伸び率は、小数点第2位を四捨五入して算出してください。なお、指標の算出にあたっては、別表3の数値から算出してください。

○目標伸び率の計算方法

$$\text{伸び率}(\%) = (B - A) \div |A| \times 100$$

A：申請直近期末値 B：計画終了年度末値

|A|は絶対値を示す記号です。

(計算例)

1 付加価値額

$$(619,179 \text{ (千円)} - 469,748 \text{ (千円)}) \div 469,748 \text{ (千円)} \times 100 = 31.81 (\%)$$

→ 小数点第2位を四捨五入

→ 伸び率 31.8 (%)

2 一人当たりの付加価値額

$$(11,683 \text{ (千円)} - 9,395 \text{ (千円)}) \div 9,395 \text{ (千円)} \times 100 = 24.35 (\%)$$

→ 小数点第2位を四捨五入

→ 伸び率 24.4 (%)

3 給与支給総額

$$(382,000 \text{ (千円)} - 332,042 \text{ (千円)}) \div 332,042 \text{ (千円)} \times 100 = 15.04 (\%)$$

→ 小数点第2位を四捨五入

→ 伸び率 15.0 (%)

(別表2)

実施計画と実績（実績欄は申請段階では記載する必要はない。）

番号	計 画				実 績					
	実 施 項 目	評価基準	評価 頻度	実施 時期	実施 状況	効果	対策			
1	安全で効率的な生産方式 の開発	安全評価委員 会の評価	毎月	1 - 1	)	)	)			
1 - 1	〇〇部分の安全な△△方 式の開発	製造原価	1年	1 - 3				新商品の開発		
1 - 2	効率的な〇〇××装置の 開発	製造原価	1年	2 - 1				)	)	)
2	△△商品の新規開拓営業 体制の確立	〇〇商品の売 上	毎週	2 - 2	新商品の販路開拓					
2 - 1	マネージャーと担当営業 の2名専任体制の確立				)	)	)			
2 - 2	△△商品を切り口に新規 開拓した顧客に対する他 の提案営業活動	新規顧客の売 上	毎月	2 - 4						
3	次期バージョンの新△△ 商品の開発	新商品の売上		3 - 1	)	)	)			
3 - 1	〇〇××装置の開発	製造原価	1年	3 - 2				新商品の改良		
3 - 2	〇〇××装置を利用した △△商品の新規開拓営業 体制の確立	△△商品の売 上	毎週	3 - 3						

## (記載にあたっての注意点)

(1) 新たな事業の実施スケジュール(「いつ」、「何を」、「どのように」実施するか)を記載してください。また、目標達成のためにやらなければならない主な項目(新たな事業実施の柱となるもの)を選び出し、どのような手順で実施するかを記載してください。

(2)「番号」は、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように実施項目を関連付けて記載してください。

(3)「実施項目」は、具体的な実施内容を記載してください。

(4)「評価基準」は、定量化できるものは定量化した基準を設定してください。定量化できないものは、定性的な基準を設定してください。

※評価基準は、実施した結果をどのように評価するのかを記載してください。

(例) 定量化した基準：新商品発売の成果を「売上高」で評価する。

受注拡大に対応するための設備投資の成果を「生産量」で評価する。

新聞広告を実施した成果を「問い合わせ件数」で評価する。

定性的な基準：新サービス提供の成果を「顧客満足度」で評価する。

(5) 評価頻度は、自社で計画の進捗状況を評価する頻度または時期を記載してください。

(例) 頻度：毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年

時期：半年後、1年後

(6) 実施時期は、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載してください。

(例) 1年目の最初の四半期に開始する場合 1-1

3年目の第4四半期に開始する場合 3-4

(7)「実績」は、経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を容易に把握できるようにするためのものであり、申請の段階では記載する必要はありません。

計画の進捗に応じて次の要領で記載してください。

### ※記載方法

実施状況	◎計画どおり実行できた、○ほぼ計画どおり実行できた、△実行したが不十分だった、×ほとんど実行できなかった
効果	◎効果が十分上がった、○ほぼ予定の効果が得られた、△少し効果があった、×ほとんど効果がなかった
対策	実施状況に応じて追加対策を実施することとした場合は、追加した実施項目を別表2に記載してください。

参加特定事業者名 ㈱〇〇工業

(単位:千円)

	2年前 (R3年3月期)	1年前 (R4年3月期)	直近期末 (R6年3月期)	1年後 (R7年3月期)	2年後 (R8年3月期)	3年後 (R9年3月期)	4年後 (R10年3月期)	5年後 (R11年3月期)	6年後 (R年 月期)	7年後 (R年 月期)	8年後 (R年 月期)
①売上高	990,074	1,123,572	1,063,867	1,100,000	1,150,000	1,175,000	1,300,000	1,400,000			
②売上原価	813,144	927,392	887,663	900,000	900,000	900,000	930,000	930,000			
③売上総利益 (①-②)	176,930	196,180	176,204	200,000	250,000	275,000	370,000	470,000			
④販管費及び 一般管理費	152,907	155,082	136,620	135,000	140,000	145,000	150,000	165,000			
⑤営業利益 (③-④)	24,023	41,098	39,584	65,000	110,000	130,000	220,000	305,000			
⑥経常利益	20,051	28,743	34,495	59,928	72,778	76,897	118,538	138,930			
⑦給与支給総額	325,862	332,555	332,042	338,000	364,000	370,000	376,000	382,000			
⑧人件費	381,508	389,440	386,651	393,000	420,600	427,200	433,800	440,400			
⑨設備投資額				22,500							
⑩運転資金				2,000							
普通償却額(A)	47,050	45,002	43,513	49,102	44,763	41,353	38,589	36,279			
特別償却額(B)											
⑪減価償却費(A)+ B	47,050	45,002	43,513	49,102	44,763	41,353	38,589	36,279			
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	452,581	475,540	469,748	507,102	575,363	598,553	692,389	781,679			
⑬従業員数	50	50	50	50	53	53	53	53			
⑭一人当たりの付加 価値額(⑫/⑬)	9,052	9,511	9,395	10,142	10,856	11,293	13,064	14,749			
⑮ 資金 調達 額  ⑨ +	政府系金融機 関借入	—	—	—							
	民間金融機関 借入	—	—	—	20,000						
	自己資金	—	—	—	4,500						
	その他	—	—	—							
⑩ +	合計	—	—	—	24,500	0	0	0	0	0	0

**Point**

給与支給総額、人件費の考え方についてはP21を参照してください。

(各種指標の算出式)

「給与支給総額」: 給料+賃金+賞与+各種手当

「付加価値額」: 営業利益+人件費+減価償却費

「一人当たりの付加価値額」: 付加価値額÷従業員数

「営業利益」: 売上総利益(売上高-売上原価)-販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方法)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算出しましたか。(はい/いいえ)

減価償却費にリース費用を算入しましたか。(はい/いいえ)

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい/いいえ)

## (記載にあたっての注意点)

(1) 直近期末以前の3年間については、直近3年間の決算書から記入してください。創業3年未満の場合は、記載可能な範囲で記入してください。

(2) 販管費及び一般管理費は、個人事業主の場合、青色決算申告書の以下の費用を用いて計算してください。

$$\text{○販管費} = \text{経費 (32)} + \text{専従者給与 (38)} - \text{利子割引料 (22)}$$

(3) 給与支給総額は、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当(残業手当、休日出勤手当、扶養(家族)手当、住宅手当等)を含み、給与所得とされない手当(退職手当等)及び福利厚生費、法定福利費は含みません。

個人事業主の場合は、青色決算申告書の損益計算書の以下の費用を用いて計算してください。

$$\text{○給与支給総額} = \text{給与賃金 (20)} + \text{専従者給与 (38)} + \text{青色申告特別控除前の所得金額 (43)}$$

(4) 人件費は、以下の各項目の全てを含んだ総額としてください。ただし、これらの算出ができない場合、平均給与に従業員数を掛けて算出してください。

①売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金等を含んだもの)。

②一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ。

③派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用。

個人事業主の場合は、青色申告特別控除前の所得金額は人件費から除いてください。

(5) 法人の場合は、従業員数に人件費の対象となる「常時業務に従事する役員」を含めてください。

(6) 経常利益は、通常の会計原則と同じく、営業外費用、営業外収益を含みます。個人事業主の場合は青色申告特別控除前の所得金額(43)の額になります。

(7) 運転資金欄には、通常営業で発生するキャッシュで賄えない分のみ記載してください。

(例：借入金の返済や原材料費の購入等を、借り入れや現預金の取り崩し等で賄う場合等)

(8) 減価償却費は、以下の各項目の全てを含んだ総額としてください。ただし、各項目について把握できない場合には、当該項目については省いてください。

①減価償却費(繰延資産の償却額を含む)

②リース・レンタル費用(損金算入されるもの)

(9) 「売上高」、「売上原価」、「一般管理費」等については、市場の動向や設備投資の影響等を考慮し、適切に積算してください。※積算根拠を、任意の様式で作成してください。

(10) 1人あたりの付加価値額は、以下の点に留意の上、算定してください。

①必要に応じ、勤務時間によって従業員数を調整してください(1人当たりの労働時間を8時間として調整してください)。

②従業員数は、人件費の算定に使用したものと整合をとってください。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を人件費に算入した場合、従業員数に含めてください。

③個人事業主で、従業員数が0人となる場合は、事業主本人を1名とカウントしてください。

(11) 資金調達額については、計画期間の間のみを記載してください。

(12) 経営革新計画に係る設備投資計画や運転資金計画を予定している場合は、別表4も記載してください。



(別表4)

参加特定事業者名 株式会社〇〇工業

設備投資計画 (経営革新計画に係るもの)

(単位: 千円)

	機械装置名称 (導入年度)	単 価	数 量	合 計 金 額
1	〇〇××装置	11,250	2	22,500
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

**Point**

別表3の⑨設備投資額のうち、経営革新計画に係るもののみ記載してください。

運転資金計画 (経営革新計画に係るもの)

(単位: 千円)

年 度	金 額	使 途 内 訳
R6年度 (1年後)	2,000	新商品開発・試作費用

**Point**

別表3の⑩運転資金のうち、経営革新計画に係るもののみ記載してください。

(記載にあたっての注意点)

- (1) 今回の経営革新のために必要な設備投資と運転資金を記載してください。
- (2) 導入する設備の用途等を説明する資料を任意の様式で作成し、添付してください。

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位：千円)

	試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠
1		年度			
2		年度			
3		年度			
4		年度			
5		年度			

(記載にあたっての注意点)

賦課の基準については、生産数量（金額）、従業員数、出資金等具体的に記載してください。

## 関係機関への連絡希望等について

計画が承認された場合、支援策利用や関係機関への承認書類送付の希望はありますか。

該当する箇所には○を付けるとともに、必要事項を記入してください。

なお、この様式は、それぞれの支援策の利用を保証するものではありません。利用条件等を、あらかじめ関係機関に確認しておいてください。

承認書類の送付を希望する機関名	送付希望の有・無
株式会社日本政策金融公庫 (政府系金融機関による低利融資制度等)	
水戸支店 中小企業事業 (旧中小企業金融公庫)	有・ <input type="checkbox"/> 無
_____支店 国民生活事業 (旧国民生活金融公庫)	有・ <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 銀行(信用金庫・中央公庫) <input type="checkbox"/> 支店 (県制度融資(新分野進出等支援融資))	<input type="checkbox"/> 有・無
茨城県信用保証協会 (中小企業信用保険法の特例(信用保証の特例))	<input type="checkbox"/> 有・無
東京中小企業投資育成株式会社 (中小企業投資育成株式会社による投資(投資の特例))	有・ <input type="checkbox"/> 無
	有・無
	有・無
	有・無

## (記載にあたっての注意点)

各制度の利用条件をよく確認し、申請前に利用できることを各関係機関に確認してください。

経営革新事例集の作成等に関するお願い

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容を事例集や県ホームページ等により公表可能かどうか、以下の該当する項目に○印を付けてください。

<b>Point</b>	個人事業主の方は住民票上の住所を公表いたしますので、希望しない方は③所在地の「否」に○をつけてください。
①企業名	(可) ・ 否)
②代表者名	(可) ・ 否)
③所在地	(可) ・ 否)
④経営革新計画の概要	(可) ・ 否)

【計画策定等で支援を受けた機関等】

下記の該当する番号に○を付けて、具体的な名称等を記載してください。

- 1 公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構( )
- 2 商工会・商工会議所( )
- 3 茨城県中小企業団体中央会( )
- 4 経営コンサルタント( )
- 5 中小企業診断士( )
- 6 税理士( )
- 7 政府系金融機関( )
- 8 民間金融機関( ○○銀行□□支店 担当:△△ △△ )
- 9 県・市町村関係機関( )
- 10 公認会計士・社会保険労務士・行政書士等( )
- 11 その他( )

(記載にあたっての注意点)

(1) 県ホームページ等における公表の可否について記載してください。

(2) 計画の策定等について、支援を受けた機関があれば記載してください。

#### (4) 補助様式の記載例

本補助様式は、計画承認申請書を補完するものです。申請書の様式では、記載しきれない事項や売上高などの算定基礎や減価償却費などの内訳等を記載していただくものです。必要事項を記入のうえ、申請書と併せて提出してください。

なお、別紙等の他の資料に記載されている事項については、省略いただいても差支えございません。

- ① 売上高の見込み（補助様式1）……………27  
申請様式別表3で記載する各種商品等の売上高の推移などを具体的に記載する様式。
- ② 減価償却費の内訳（補助様式2）……………28  
申請様式別表3で記載する減価償却費の内訳を記載するための様式。
- ③ 借入金の返済計画（補助様式3）……………29  
申請様式別表3で記載する融資等の内訳や今後の返済額の推移を記載するための様式。
- ④ 給与支給総額、人件費の見込み（補助様式4）……………30  
申請様式別表3で記載する給与支給総額及び人件費の内訳や今後の推移を記載するための様式。

(補助様式1)

売上高の見込み

(単位：千円)

商品の種別等		直近期末	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後
既存商品 ○○	商品単価									
	数量									
	①売上高	1,063,867	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,150,000	1,150,000	0	0	0
	②売上原価	887,663	900,000	900,000	900,000	930,000	930,000			
	③売上総利益 (①-②)	176,204	200,000	200,000	200,000	220,000	220,000	0	0	0
	売上高増減等の理由		前年度並みと予測							
新商品 □□	商品単価			500	500	500	500			
	数量			100	150	300	500			
	①売上高	0	0	50,000	75,000	150,000	250,000	0	0	0
	②売上原価									
	③売上総利益 (①-②)	0	0	50,000	75,000	150,000	250,000	0	0	0
	売上高増減等の理由				商品の改良による売上の増					
合計	商品単価									
	数量									
	①売上高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②売上原価									
	③売上総利益 (①-②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	売上高増減等の理由									
合計	①売上高	1,063,867	1,100,000	1,150,000	1,175,000	1,300,000	1,400,000	0	0	0
	②売上原価	887,663	900,000	900,000	900,000	930,000	930,000	0	0	0
	③売上総利益	176,204	200,000	250,000	275,000	370,000	470,000	0	0	0
	備考									

Point

合計欄の①売上高②売上原価③売上総利益が申請書別表3の数値と合致するようにしてください。

※ ホテル、レストラン等の場合、客室数や客席数と稼働率等を考慮して売上高を見積もる。

※ 本様式の売上高、売上原価、売上総利益の合計と申請書別表3の数値を一致させること。

(補助様式2)

減価償却費の内訳

(単位：千円)

番号	設備名称等	取得価額	耐用年数等	償却の方法 (定額・定率)	償却率	直近期末	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後
	決算書記載 既存設備					38,513	36,587	34,758	33,020	31,369	29,801			
	リース料					5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000			
	今期導入済み設備													
	小 計					43,513	41,587	39,758	38,020	36,369	34,801	0	0	0
1	〇〇××装置	22,500	7	定率	0.334		7,515	5,005	3,333	2,220	1,479			
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
	小 計	22,500				0	7,515	5,005	3,333	2,220	1,479	0	0	0
	合 計					43,513	49,102	44,763	41,353	38,589	36,279	0	0	0

Point

合計欄の数値と申請書別表3⑪減価償却費の数値が合致するようにしてください。

※ 本様式の減価償却費の合計額と申請書別表3⑪減価償却費の数値を一致させること。

借入金の返済計画

(単位：千円)

借入金の金額等							直近期末	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	
借入種別	項目	借入額 (うち直近期末現在高)	借入時期 (年月)	利率(%)	返済期間 (年)	うち据置 期間(年)										
決算書記載 既存借入	長期借入金	500,000					30,089	29,739	29,389	29,039	28,689	28,339				
		350,000					5,089	4,739	4,389	4,039	3,689	3,339				
今期既存 借入	なし															
新規借入	〇〇銀行 (〇〇××設備導入 資金借入れ)	20,000	R4.	1.67	10	2		333	333	2,814	2,7					
								333	333	314	273					
Point							下の段に直近期末の借入残高を記載してください。									
Point							上段は支払利息を含む返済金額、下段は支払利息のみを抜き出した金額を記載してください。									
Point							新規借入について、別表3の⑮資金調達額に記載されている金額と整合性を取ってください。 計画に直接関係しないものも含め、全ての借入について記載願います。 計画最終年度までに、別表3⑥経常利益と⑩減価償却費の合計が返済金額を上回るようにしてください。									
合 計							30,089	30,072	29,722	31,853	31,462	31,070	0	0	0	
							5,089	5,072	4,722	4,353	3,962	3,570	0	0	0	

※ 上段は支払利息を含む返済金額を記載願います。下段は支払利息のみを抜き出して記載願います。

※ 新規の借入金のみならず、既存の借入金についても記載願います。

※ 別表3の⑥経常利益と⑩減価償却費の合計を返済金額が超えた場合は、返済原資不足が考えられますので、資金繰り方法を別紙に記入してください。



(補助様式4)

## 給与支給総額・人件費の見込み

(単位：千円)

内 訳	直近期末	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後
役員報酬（法人）	18,000	18,000	19,000	19,000	19,000	19,000			
従業員給与（専従者給与含む）	314,042	320,000	345,000	351,000	357,000	363,000			
従業員賞与									
雑給	0								
法定福利費	45,606	46,200	47,800	48,400	49,000	49,600			
福利厚生費	9,003	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800			
退職金	0								
人件費 計	386,651	393,000	420,600					0	0
役員賞与（法人） 青色申告特別控除前の所得金額（個人事業主）									
給与支給総額 計	332,042	338,000	364,000	370,000	376,000	382,000	0	0	0

**Point**

- ・給与支給総額は、給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当を含み、退職金及び福利厚生費、法定福利費は含みません。
- ・給与支給総額の計と申請書別表3⑦給与支給総額の数値を合致させてください。

**Point**

- ・人件費は給与支給総額に、退職金及び福利厚生費、法定福利費を含んだ総額になります。
- ・人件費の計と申請書別表3⑧人件費の数値を合致させてください。

※ 給与支給総額は役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当を含む。

※ 人件費は給与支給総額に加え、福利厚生費、退職金等を含む。但し、個人事業主の場合、青色申告特別控除前の所得金額は人件費から除く。

※ 本様式の給与支給総額の合計と申請書別表3の⑦給与支給総額を一致させること。

※ 本様式の人件費の合計と申請書別表3の⑧人件費を一致させること。

### 3 経営革新計画の変更について

経済事情の変動などにより、承認された経営革新計画を大幅に変更する場合には、承認を受けた行政庁（県）の変更承認を受ける必要があります。

#### (1) 経営革新計画の変更申請

次の要件に該当する場合には、変更申請を行っていただくことになります。

なお、変更申請を行う場合は、あらかじめ茨城県産業戦略部中小企業課（P 4 参照）にご相談ください。

##### ○変更申請が必要な場合

- ① 経営革新計画の目標や趣旨が変わったり、数値目標（付加価値額、給与支給総額）が大幅に変わる場合
- ② 設備投資計画や運転資金計画が大幅に変わる場合（金額及び内容）
- ③ 事業期間を延長する場合  
（以前承認された事業期間が3年又は4年の場合、期間を延長しても事業期間は最大5年まで）
- ④ 上記以外にも軽微な変更ではないと認められる場合

##### ○申請に必要な書類

提出書類（各1部）
① 変更申請書
② 新旧対照表
③ 経営革新計画書（別表1～別表7） （既に承認を受けた計画を加除修正したもの）
④ 申請補助様式等の補足資料 （以前提出したものと変更があった場合）
⑤ 定款の写し（以前提出したものと変更があった場合）
⑥ 当初承認時以降の決算書
⑦ その他

#### (2) 変更申請書の記載例及び記載上の注意

変更申請書を作成する際に、次のページから始まる記載例及び記載にあたっての注意点を参考にしてください。

- ① 承認経営革新計画の変更に係る承認申請書（様式第2） …… 32
- ② 新旧対照表 …… 33

様式第2

承認経営革新計画の変更に係る承認申請書

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所 茨城県水戸市笠原町 978-6  
名 称 及 び 株〇〇工業  
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

令和 年 月 日付けで承認を受けた経営革新計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第15条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更事項

経営革新計画のテーマに基づき事業を展開したところ、顧客から大きな評価を受け、当社の新たな事業の柱とすることができた。そこで、新事業分野の更なる基盤強化及び受注増に対応するため、設備投資計画の変更を行い、より一層の経営の向上を図る。

2. 変更事項の内容

具体的な内容については、以下の内容を実施する。

①〇〇年〇月期に追加で設備投資を行う。(〇〇の購入・設置)

②①にともなう事業期間の3年から4年への伸長

③①にともなう資金借入計画及び人員雇用計画の変更

上記各項目の変更により、当社の新事業の基盤を強化させることで経営革新を図る。

(記載にあたっての注意事項)

- (1) 変更事項には、計画のポイントとなる部分を分かりやすくまとめてください。
- (2) 変更事項の内容には、計画をどのように変えるか、変えることでどのような効果があるのか等について、具体的にお書きください。スペースが足りない場合は、別紙に続きをお書きください。
- (3) 旧基準により承認を受けた経営革新計画の変更は、改正前の経営指標に基づき変更申請してください。

## 新旧対照表

変更後	変更前	変更理由
<p>●別表1 計画終了時の目標伸び率（計画期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>付加価値額伸び率 150.0%</li> <li>計画期間 ~令和〇△年〇月 4年計画</li> <li>一人当たりの付加価値額伸び率 50.0%</li> <li>給与支給総額 100.0%</li> </ul>	<p>付加価値額伸び率 100.0%</p> <p>計画期間 ~令和〇×年〇月 3年計画</p> <p>一人当たりの付加価値額伸び率 30.0%</p> <p>給与支給総額 80.0%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画内容変更による期間変更の修正のため</li> <li>付加価値額の修正及び、従業員数の修正のため</li> <li>別表3の各数値変更による給与支給総額の修正のため</li> </ul>
<p>●別表2 実施計画と実績 実施項目【1-1~1-13】に実施時期、 計画4年目を追加</p>	(追加分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画4年目の設備投資計画の変更にあたり実施計画の修正のため</li> </ul>
<p>●別表3 経営計画及び資金計画 計画1年後・2年後の数値 計画3年後、各項目の変更 計画4年後、各項目の追加</p>	<p>計画1年後・2年後の各項目数値 計画3年後・4年後の各項目数値</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画4年目、当初予定より事業内容が変更され、それに伴った売上高および全項目の修正のため</li> </ul>
<p>●別表4 設備投資計画 工事一式 (令和〇〇年度〇月期) : 10,000千円 機器一式 (令和〇〇年度〇月期) : 10,000千円</p>	(追加分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受注増により設備投資が新たに必要となったため、設備投資を追加</li> </ul>

### (記載にあたっての注意事項)

- (1) 変更した事項について、変更前と対比させて記入してください。
- (2) 既に承認されている経営革新計画（別表1～別表7）に、変更した事項を加除・訂正したものを添付してください。

## 経営革新計画の相談窓口

経営革新についての専門的に対応している主な機関は以下のとおりです。

- ・ 県内の商工会・商工会議所（各地域にございます。）
- ・ 茨城県商工会連合会  
TEL 029-224-2635 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 13F
- ・ 茨城県中小企業団体中央会  
TEL 029-224-8030 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 8F
- ・ (公財)いばらき中小企業グローバル推進機構  
TEL 029-224-5317 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 9F

## 経営革新計画の問合せ先

### ○制度・審査状況等に関するお問い合わせ

茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-3550

FAX 029-301-3569

### ○電子申請システムの操作に関するお問い合わせ

経営革新計画電子申請システムヘルプデスク

TEL 03-6746-4062 【受付時間】9:30~17:00（平日）

## 申請様式等のダウンロード

承認申請書及び補助様式は茨城県産業戦略部中小企業課のホームページから入手できます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/keieikakushin/sinsei.html>

※各検索エンジンから「茨城県中小企業課」のキーワードで検索可能です。

### ●ダウンロードページへの行き方

中小企業課ホームページ → トピックスの「経営革新☆経営革新計画承認申請について」をクリック →

「(5)各種申請様式」をクリック